

別紙2

**「顧問等の設置に関する規則」**

当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

1. 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
2. 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

以上